

千葉市政担当記者 様

平成21年3月26日
千葉市都市局都市部宅地課
Tel:245-5313 内線:3151
千葉市経済農政局経済部経済振興課
Tel:245-5272 内線:3011

「特定流通業務施設」立地の促進について

市街化調整区域における開発許可基準を見直し、新たに「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）」に基づく「特定流通業務施設」立地を認めるとともに、市内に「特定流通業務施設」を設置する者に対する補助を行うこととしたので次のとおりお知らせいたします。

1 背景

物流コストの削減や環境負荷の低減等を図るため、平成17年10月に物流総合効率化法が施行され、特定流通業務施設（国土交通大臣の認定を受けた流通業務総合効率化計画により設置される、一定の規模及び設備要件を満たした流通業務施設）の立地が促進されることとなりました。

2 概要

物流総合効率化法の趣旨を踏まえ、市街化調整区域の開発許可基準を見直し、東関東自動車道の千葉北インターチェンジ又は四街道インターチェンジから5km以内に存する一定の要件を満たす土地について、特定流通業務施設の立地を認めるものです。

また、企業立地促進事業補助制度を活用して、市内に特定流通業務施設を設けた者に対し補助を行います。

3 市街化調整区域における開発許可基準（千葉市開発審査会付議基準）の改正内容

次の要件に該当する場合は立地を認めるものです。

(1) 土地の要件

ア 2車線以上、幅員9m以上、歩道幅1m以上等の要件を満たし、市が指定する道路（国道16号等の8路線）の沿道にあること

イ 災害発生のおそれがある区域や農地や森林等として保全すべき区域ではないこと

(2) 施設の要件

流通業務総合効率化計画の認定を受けた者が設置する特定流通業務施設であり、かつ、倉庫業法の倉庫又は一般貨物自動車運送事業の用に供する施設であること

4 企業立地促進事業補助制度の改正内容

補助対象に、特定流通業務施設を設置する者を加えるものです。

5 施行日

平成21年4月1日